

大地

宮沢正美県政報告 第20号

発行 宮沢正美事務所
連絡先 三島市南本町14-15
TEL 055-991-1818
FAX 055-991-1828



議員提出第1号議案

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」 自民党改革会議PT案 ■■■▶ 可決成立！



自民改革会議PTは、地域防災の担い手である消防団員が減少し続けていることは、安心・安全な静岡県の地域づくりにおいて極めて深刻な問題であるという認識に立ち、県の立場からの支援策の検討を重ねてきた。先進県である長野県への調査と、経営管理部・危機管理部との協議を踏まえ骨子を作成した。

また、民主党ふじのくに県議団・公明党県議団にも賛同頂き共同提案、任期最後の定例会である2月議会で可決成立した。

(前文)

静岡県は、東海地震等の大規模災害の発生が想定される地域であり、県民の生命・財産を守る消防団は極めて重要な組織である。生活・生業と両立を図りながら、昼夜を分かたず活動する消防団員は、その任務に誇りと責任を持って従事しているが、消防団員の被雇用者化が進むとともに、消防団員の減少等に歯止めがかからないことは憂慮すべき問題である。

これらの問題の解決を図るとともに、企業や地域社会の理解を深めることによる消防団の活動の支援は、県としての責務である。この認識の下に、円滑かつ安定的な消防団の活動の確保を図る為、この条例を制定する。

東日本太平洋沖地震へのお見舞い

3月11日、日本の観測史上最大級の地震が発生し、多くの尊い人命が奪われ、全国各地が甚大な被害を被ったことに心からお見舞い申し上げます。

人命を第一に一日も早い復興をお祈り致します。私たちもこの地震での教訓を真摯に受止め、県民の安心・安全のため防災対策を最優先施策として取り組んでまいります。

(目的)

(以下、要約)

消防団活動に協力する事業所等を有する法人等を、法人等に対する事業税に係る静岡県税賦課徴収条例の特例を定める。

(不均一課税の適用)

資本金又は出資金の額が1億円以下の、知事の認定を受けた法人又は個人に対し不均一課税を行なう。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有し、消防団活動に協力していると思われるもの。
- (2) 事業主、役員、雇用する使用人のうち、消防団である者が1名以上であること。
- (3) 消防団員の活動における昇進・賞金・労働時間等の処遇が、他の使用人と不均衡にならないように配慮されていること。

(法人の事業税の不均一課税)

事業年度の事業税の額は、県税条例を適用して計算した金額から、その2分の1を控除(限度額10万円)した金額とする。

(個人の事業税の不均一課税)

個人に係る事業税の額は、それぞれの当該各号に定める金額から、その2分の1を控除(限度額10万円)した金額とする。

(附則)

この条例は、平成24年4月から施行する。

